

まして無事終了いたしましたことと厚くお礼申し上げます。今年度の入場者数でございしますが細かく申し上げますと、おとなの方が二万二千四百七十七名、子供が四万三千七百四十三名でございしました。昨年から市内の小、中学校の生徒に無料券を交付いたしました。今年度は六千九百十八人、約一万枚でございます。合計の方でございまして、利用させていただいたわけでございします。合計いたしますと実人数で申し上げますと、七万二千八百六十六人の方が利用したわけでございします。これに對しまして昨年度に比べましてどうかと申し上げますと昨年度の入場数は実人数を申し上げますと合計が七万七千七百二名でございしました。一にかいて今年度、七万二千八百六十六人に対して四万八千九百九十八人、約四万九百九十八人が減となっております。なお、四十七年度の最高入場者数が日曜日でしたが三千三百三十三人、最低が台風の関係で、今月の二日がゼロでした。平均いたしますと一千二百五十八人というのが平均の利用者数でございします。それから減の理由でございしますが、具体的に申し上げますと、第一の理由といたしましては、

水泳プールの業務は天候に左右されるものでございします。それで一応晴天日を調べてみたんですがプールの使用期間中七十二日間でございしますが、そういう晴れの日が約六割、四十二日間ございしました。それから雨と曇りの日が約四十割の三十四日間、約一月間でございます。そういうことが減になった理由の一つに上げられるといたします。それから第二の理由といたしましては、すでに述べたように最近隣接の各市町村におきましては、プールを建設してあります。特に本年度におきましては、羽村町が去年完成いたしました。さらに瑞穂町も二十五メートルプールができました。た。そういう関係で隣接市町村にプールができたという関係で入場者が減ったのではなからという予想をしております。

それから指摘をいただきましたバスあるいは各団体の入場申し込み数でございしますが、本年度は各団体申し込みがございしました。その内訳は福生市内の団体は三団体、これは主として子供会等でございします。隣接市町村が三団体、そういう五団体は天候等の関係で中止になりました。実際に団体で申

い込みしたのは福生の子供会の約七十名の一団体のみでござい
ました。それからバスでの入場でございしますがこの関係につ
きましてはご指摘いただきましてあとと注意しておたのでござ
いますが、私ども気がつかなかった点もございまして八月二十七日にさきほど
市長が申しましたとおりおそく五日市方面にいった帰り
の団体だと思いましたが、アイクルバスで大体三十名ないし四十
名の人がございまして、実際に泳いだ人は半人ぐらいと思いが
八月二十七日にうっかり入れてしまったということもござい
ます。ご指摘のとおり市民のプールでございしますので今後はそ
う関係につきましては十分注意をいたしまして規制をしたい
存じます。それから規制の方法といたしましては、いろいろ検
討したんですがプールの中で作業をしるおきと
団体の人はわかりませんので来年度は看板等を立てまして
団体で入場する場合もあらかじめ教育委員会に申し込む
ようにする。というような看板を立て掲げおきたいと思
います。それから規制の方法でございしますが規制というより
これは緩和対策かと存じますが、私どもプールへいつて見ますと
子供たちから非常に苦情が多いわけでもござい
ます。と申しますのは昨年より小学生以下につ
きましては福生におきても五メートルプール
の水泳を禁止したわけでもござい
ます。と申しますのは五メートルプールは非常に深いわけでもござ
います。一番深い所で一メートル五、それより浅い所で一メートル三
で子供ではと
ても背が立ちません。そういうことで、果して入場して泳げる
力があるかどうかありません。そういう規制をしたわけでもあり
ます。それと同時に昨年の承知の通り国立市のプールにお
きまして死亡事故が発生したようにも申します。また当市の
プールにおきましても昨年の小学生が一名おぼれか
かりました。幸い、このおぼれを
得たんですが、そういう人命に関係することでもござ
いますので神経的に
なうたわけでもござい
ます。したがって小学生の五メートル
プールでの水泳というものを規制せざるを得なかつたとい
う次第で
ございます。しかしながら実際には五メートル以上泳げる子
供もいるわけでもござ
います。そういう子供たちからは相当不満が

これは緩和対策かと存じますが、私どもプールへいつて見ますと
子供たちから非常に苦情が多いわけでもござい
ます。と申しますのは昨年より小学生以下につ
きましては福生におきても五メートルプール
の水泳を禁止したわけでもござい
ます。と申しますのは五メートルプールは非常に深いわけでもござ
います。一番深い所で一メートル五、それより浅い所で一メートル三
で子供ではと
ても背が立ちません。そういうことで、果して入場して泳げる
力があるかどうかありません。そういう規制をしたわけでもあり
ます。それと同時に昨年の承知の通り国立市のプールにお
きまして死亡事故が発生したようにも申します。また当市の
プールにおきましても昨年の小学生が一名おぼれか
かりました。幸い、このおぼれを
得たんですが、そういう人命に関係することでもござ
いますので神経的に
なうたわけでもござい
ます。したがって小学生の五メートル
プールでの水泳というものを規制せざるを得なかつたとい
う次第で
ございます。しかしながら実際には五メートル以上泳げる子
供もいるわけでもござ
います。そういう子供たちからは相当不満が

でております。そういうことを先日水泳大会を行ないました。その後、各小中学校の体育の先生にお集まりいただきまして水泳の反省会をやったわけでございます。その時にいろいろな意見が出たわけですが、とにかく五年生以上でもう十人五メートル以上泳げる子供がいます。それをどうするのだということではございまして。結論といたしまして来年度は一つ実際に五メートル泳げるかどうか学校に認定していただきまして認定した子供に対しては教員委員会でワッペンをつけまして、ワッペンをつけた子供に対しては五メートルプールに入ってもよいと、ただしそれもコースロープを張りましてコースロープの中で自由に泳んでもらうという考え方でございします。規制というより緩和したわけでございします。というのはどうも五メートルを規制しますと二十五メートルの方が混雑するわけでございします。おそうく二十五メートルの方が相当苦情があったと思ひます。そういう措置をいたしますればある程度緩和策ができるのではないかと思ひております。

ます。それから乗用車で乗り入れた場合であります。残念ながら乗用車で来た場合の人数はつねに多いわけでございします。その点につきましてはご了承願ひたいと思ひます。

都市計画課長（浅見裕康君） それでは私共の担当いたしてあります関係につきまして市長の答弁に補足説明をさせていただきます。

南公園の整備計画についてでございますが、四十七年度の予算計上一千二百万円の概要をちよつと申し上げます。まず公園の一番は下に下の河が流れております。その危険防止ということで外柵工事を延長して約千メートルぐらいだと思ひます。それを行ないます。その外柵は実際にあります外柵と違ひまして場所が河川敷内であるということ。これは建設省の事務次官通達等の内容にも盛り込まれてゐるわけでございしますけれども、増水時にはそれが抜けようというふうな実質的にそういうものは不可能であ



ろろと考えるのでありますけれども、一応施行基準はそういうことになつております。若干一般の外柵より高くたうとしようなどは免れないような状態でございます。それから自由広場等に芝を植えるということもございます。約、面積にして四千五百平方メートルくらいになると思ひます。それから植栽工事でもございますけれども各ブロックで囲まれました花壇的なものが何個所かもうけられております。その中へフツじ等いわゆる株状の植栽でございますけれども、そういうたものと植えようというよりは考えでございます。なお一メートル以上の木というのが現在事務次官通達によりまして規制されております。許可がありません。そんな関係で結果的には株状の植物を植えるというよりは結果になります。それから後、野球場のバックネット、バレー、テニスと兼用いたしましたネットその他若干管理上必要といひます施設これは許される範囲でございますけれどもできたうさういったものを残金で施行しようという考えでございます。時期

的には現在設計が終れる時点でもうして、近々のうちに発注の段階になつと思つております。

企画調査室主幹（生子国利君）二点ばかり私どもの企画関係で

先ほど市長が答弁いたしました武道館跡につきましてもそのような方針で進んでいきたい。ただここにもつてきたさういう理由という問題は、ご承知のように現在市民会館といつておりますけれども、ただその場合ですと非常に遠距離であるという点から現在の所は一方通行にもなつております。それから場所的には非常に駅あるいは水泳場に近いというよりは観点から最終的にはあそこを使用しようとして、しかし公益質屋というものが現存している場合に質屋の問題があるわけですが、これは予防接種の時間というものを考えてみますと一時から一時半ごろから始まりまして大体三時ないし四時ごろまでさういう関係でもの間というものは公益質屋の利用客というものはやはり少ないんじゃないかということから考えまして、一応そこをさういふ方向で進んでいくという考えでおります。四十八年度に

入りまして体育館が完成しましてから一月二日から改修等に入りまして使用したい。この内容につきましてではまた衛生課ともいろいろ協議をしまして改造等の方法で利用できるようにしたい。それから旧と場跡の関係につきましては、児童遊園地というふうな形でもよいという考えでありますか、これには現在建っておりまして残りが約七百坪あり、本年度は現在のままを使用して関係でなるべく完成させようという事で考えていきたいと思ひます。来年度これらについて先ほど申し上げましたとおり青少年対策事業の補助金を利用しようとして、それが三分の二まいるのでそれらと合せまして一応計画していきたい。内容的にはどういふふうに考えるかということになりますと大体中は全部舗装をしていきたい。それから回りを大体緑化にしていきたい、中はいわゆる教育委員会等の意見もいろいろ聞いたんですか、最近ローラースケートがひんぱんに行なわれている。現在都市計画課で計画の中の下河原の関係につきましてはその付近でローラーを遊ぶ児童が多いわけであります。それと市民会館の前当りでもあ

そこを利用するということがありますので、それらを全部学校側として廃止あるいは注意し場所がないということもありましたので、児童遊園地にすれば大体市庁舎の前の広場ぐらいにはなるだろうと、その中で一応ローラーもできるようにする。

それと夜間における問題がでてくると思ひますが現状のままのペースでいきますと見通しがかからない、いままで台風等によって倒壊されているものは順次金網に変更しております。なお都道が近々うちには一方通行になるようにも聞いておりますし、またそこにガードレールが新たにつけられるということになりますとむしろ中がよく見えるようにヘンスを金網にかえていくというふうに今ごろ計画をしておるような次第でございます。大体以上が計画の概要でございます。なおついでに体育館の職員の問題については体育指導員について資格を有する者の関係につきましては、先ほどのようなわけでございまして、なお図書館の司書が予定として二名を現在募集に入っております。それからその他に事務関係職員一名、管理運営につきま

てはこれは協議の余地があるわけですが直接管理人を置く
かあるいは警備員体制をとるかというたものについては何と
問つたかと思つております。なお今後の機構等も考えま
すと社会教育というものを充実しなければならぬという時点
にもきておりますので、社会教育と考へ合せますとかかりの人
員が体育館に移行するんじゃないかと、またそういうことか
ら機構の整理というものと合せまして、職員配置というもの
考へているわけでございます。

以上のようなわけでございます。

議長(末次性男君) 一番議員に申し上げます。時間があいま
せんので簡単にお願ひいたします。

二番議員(貫井喜代次君) まだ五程ほどあります。簡単に質問
いたします。

先ほどの体育館の職員採用、これにつきましては何か駒沢
大のほうからとるといふことですか、九月十五日の広報
「ふっさ」に、市役所の職員募集といふことがうたつており

ますけれどもなぜこれにださなかつたという理由、体育指導員
にしろなぜ広報にださなかつたかという理由と、それから水泳
場についていろいろ説明聞きましたけれども、アルバイトだ
けで任せておくと、したがってその内容がわからないと、バス
が何台きたか、どうなったかわからないと、正規の職員は入
らないと、これはどういうわけかこの点をどういふふうに考へる
か、それから南公園についてはまだ整備を続けていくといふことでは
けれどももご覧になつてわかるとうり増水によつて被害は相当のも
のでございます。これらの今回の増水の被害をさつさく行ふかどうか
これらについて簡単にお願ひいたします。

企画調査室長(大野忠一君) 体育館関係の職員募集につき
ましてお答え申し上げます。

今月の十五日に一般職員ならびに司書、栄養士、保育等
につきましては募集要項を発表しております。そのほかになだ
いま話がでております。体育指導員関係につきましては資格
経験等ありますので、これは別途公募するといふことで現在

教育委員と話をしてございまして、この第一次の広報の募集要項には含まれておられないわけでございます。これも近くそういうことで「般募集をする」というような話で教育委員とは話し合つてございます。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○教育長（町田倍二君） 自席から失礼いたします。

プールの営業中に市の職員が少ないのではないかというご指摘でございますが、当然私も実際はいきたいわけですが、実際の運営に当りましてはシフトの場合はアルバイトを中心にやっていたらおります。と申しますのは現在職員数も少ないし、そういう関係で常時いけないわけでございます。しかしながらご承知のとおり来年度は体育館ができますので当然人員が配置されるわけでございます。その時点におきますれば相当めんどうが見えるのではないかと、いうふうに考えております。私も努めて行くようにしておりますがなかなか常時いきませんことをおわび申し上げます。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○都市計画課長（浅見裕康君） 先日の豪雨で被害を受けましたことについての改修等の計画はあるかということでございますが、現在建設省とかけあっておりますけれども、案内のとおりあそこは河川敷でございまして堤防に似たような、それに準じたような公園をなす施設というものは現時点では許可されません。しかしまして流れた砂利をまた戻すというような非常に経費的にもむだな手法が現在取らざるを得ない状況でございます。しかしながら現在多沙いま堤防部分かやはり下からけずうれてきたわけでございます。それを建設省で一応応急措置としてやっておりますので、あいうものに附随して建設省は河川を専有を許可したので、福生に上流事務所がある状況なので何とかめんどうをみるもうえないかということを上流事務所、所の課長を通じます。て京浜の理事長にお願いしてきて、いけるわけでございしますので、現時的にまだ関東地建との回答も得られておりません。しかしながらかなり陳情を重

収めて何とか多分、こちらで経費を負担しても今後の全体の公園の利用という観点からみまして、多分の経費はかかっても今更で何とか建設者を説得いたしました。今後一策を講じたいと考えております。いそみればまだ短期的にはつきりやまかやうないかということではそういった事情もございまして、ただいまの段階ではご答弁できませんが、よろしくご了承のほどお願いいたします。

二番(貴井喜代次君) もう時間がいっぱいですのでどうもありがとうございます。どうもありがとうございました。

議長(末次性男君) 次に八番 吉岡一三君

(八番 吉岡一三君 登壇)

八番(吉岡一三君) 貴重なるお時間をいただき、私の質問ができれば、まことにありがとうございます。

健康的でもっとも近代的な、豊かな都市計画と市民生活の充実のために日夜活躍くださる市役所職員に対して、心から感謝申し上げる次第でございます。

今回私の質問事項は

一、各小學校付近のスクールゾーン拡大について

二、市営水道の件について

① 横田基地周辺米軍貸家へ水道停止について

② 市内各家庭給水メーター設置場所及びメーター密検針について

以上二項目であり、具体的に今後の方針について市長及び担当課長に質問いたします。

初めに各小學校付近のスクールゾーン拡大についてありますが、来る八月二十五日、午後七時より受け持ち駐在巡査より今晚交通規制の説明が交通課長からあるから第三小學校付近の居住者は集合してほしく通知がありまして、たゞ地域住民が説明会にいき、交通課長の説明内容を聞いて全員不平不満がありました。なぜならば、突然に小學校周辺が駐車禁止となりそれに伴い小學校に通ずる市道は日曜祭日を除き、土前七時三十分より九時まで、午後は一時より

二時三十分までの時間には地域住民の職業を問わず市道通行禁止の規制となり規制の道路沿いの住宅の居住者の方々の私用自動車も一切出入りを禁止するという強い規制となり、道路標識の本来次第規制を行い規則として違反を取り締まることになるとの説明でした。このたびは第一回に際しまして福生第三小学校及び第四小学校周辺を規制いたしますことになり、今後全校を拡大規制することになる内容と聞かされました。拡大規制することになっているとの強行な説明でした。また、地区住民で職業から自動車を使用している方々からも質問がありましたが、どのような理由があるのかも警察当局交通係の一方的な説明で地区住民の希望は一切取り入れられず、警察視庁管内一斉の規制があること、ことごとく今後時間規制された道路沿いの住宅に居住している方々は時間制限以外の時間に自動車通勤及び仕事を調節して下さるようによ説明があり、このような今後の小学校周辺の道路規制は永久規制なので地区住民は今後生活上重要なこととなる

ので市当局といえども地区住民の苦衷を察し今後敬言察当局と協議し何らかの対策を取っていたいただきたいと考える次第であります。できれば交通規制道路沿いの住民の自動車所有者には学童保護交通講習会を開いて徐行運転で自動車の出入りにステッカー所持の許可書くらいは許可していただきたいと努力したいと思っております。本件の規制が突然警察交通係より説明がありましたが、市の道路と警察が市に通知なくして規制するのか、市の道路管理者は市長であるという質問を私はしましたところ、交通係では一月前七月二十五日に各市町村教育委員会に通知を出したということ、議会及び委員会及び町内会においとも、市からは一切の説明通知もなく、突然地区住民に規制内容が発表されたのです。今後このような重大な通知なり、地区の町内会長及び地域代表に、市当局も通知することが必要ではないかと感ずるものをいす。地域住民といえども学童の登下校については子供の安全を

守ることは必要であるが、今回のスー・ル・ゾーンの規制について個々職業の大きな影響もあるので、市当局としても規制地域住民の要望を考慮にいれて今後の緩和対策の交渉を考へるものとす。市長のお考えはどうかお伺いいたします。

次が市営水道の件について質問いたします。

横田基地^{横田}米軍貸家ハウス給水制限について

今回横田基地米軍司令官より基地周辺の米軍貸家ハウスに対して横田基地側より給水されてゐる建物に対して突然七月三十一日付けの通告があり、通告によりまゝと基地区域外に住む居住者への基地の電気、ガス、水道等の供給継続に対する日本国政府の当司令官部に対する批判がますます強くなつていきます。米空軍規則九一―五第三二〇項の一部で次のように規定してあります。すなわち空軍の方針として基地区域外の居住者、自治体、一般市民及び公共団体を含む電気、ガス、水道の区域の個人あるいは公的機関による手段からの供給を確保すること

と、空軍は基地区域外の居住者に対して、電気、ガス、水道等を供給したり売却したりまたは輸送することをしてない、と七月三十一日から、九十日間をもち終了します。――、今横田基地司令官より通告がなされ基地外周辺の貸家ハウス約百軒が停止通告を受け、所有者及び居住者は重大な問題となつて苦慮してゐる次第でございます。

市当局水道担当者もすでに承知と思ひますが生活上一日も水がなければ生活が不可能な問題であり、居住者市民は今後の不安を感じてゐる状況です。基地当局の一方的な通知で現在より十四、五ヶ月前には、市営水道の給水不可能な場所のため基地周辺に米軍貸家ハウスを建ててくれるよう基地内より給水するから米軍家族貸家を奨励いたしますとのことで、当時の金額で膨大な建築設備費をかけて建設させ今日に至つた次第であります。耐用年数もまだ相当の年数があり、建物に対して、米軍の家族がなくなり必要性がなくなつたからといって、今回基地側の水道給水は一切停止すると